

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年3月8日認可した。

平成22年3月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）宗田池地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修）宝殿地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）二十地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）井手端地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）慢陀羅池地区